

## MSF-I型輸送容器の承認容器として使用する期間の更新に係る審査書

原規規発第 2006082 号

令和 2 年 6 月 8 日

原子力規制庁

### 1. 審査の結果

ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「申請者」という。）から提出された「承認容器使用期間更新申請書」（令和 2 年 4 月 27 日付け NDC 社発 20-140 号。以下「申請書」という。）については、審査の結果、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。）第 23 条第 1 項の規定に適合しているものと認められる。

### 2. 申請の概要

(1) 輸送容器の名称

MSF-I 型

(2) 承認容器の数

1（容器本体）、1（収納缶）、1（燃料バスケット）

MSF-I 型輸送容器は容器本体と収納缶、容器本体と燃料バスケットを組み合わせ使用する。

(3) 更新の理由

容器承認書（平成 27 年 8 月 17 日付け原規規発第 1508171 号。以下「承認書」という。）で承認されている容器の使用期間が令和 2 年 6 月 7 日までとなっているが、照射後試験に伴う原子力発電所からの輸送等に今後も引き続き使用することを予定しているため。

(4) 核燃料輸送物の種類

BM型核分裂性輸送物

### 3. 審査の方針

承認容器として使用する期間の更新に当たっては、規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認する。

### 4. 審査の内容

申請者は、核燃料輸送物設計変更承認申請書（平成 27 年 5 月 19 日付け NDC 管第 0179 号）で定めたとおり、当該輸送容器の性能を維持するために、保管中の維持管理

を行うとともに、年1回以上、または年間の使用回数が10回を超えるものにあつては、使用回数10回ごとに1回以上の定期自主検査を実施し、その性能が健全に維持されていることを確認したとしている。

原子力規制庁は、申請者が、当該輸送容器の性能を維持するために、年1回の定期自主検査を実施し、検査の結果は合格基準を満たしており、その性能が健全に維持されていることを確認したことをもって、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認した。